

記 録

令 和 7 年 1 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和7年1月27日（月）

記 録

令和7年1月農業委員会定例総会議事録

令和7年1月農業委員会定例総会を令和7年1月27日（月）午後3時30分から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	6番	山本孝志
7番	海野善文	8番	鈴野浅夫
10番	松木親則	11番	山本恵子
12番	黒木耕作	13番	池田慶子
14番	新名浩		

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
17番	橋口泉	18番	菊田泰徳
19番	佐藤力	21番	河野美紀
22番	黒木博	23番	海野茂実
24番	伊東松実	25番	溝口一文
26番	黒木藤市	27番	黒木敬治
28番	黒木豊喜	29番	山口佐知男
30番	児玉克朗		

欠席委員（1名）

9番 治田 健

事務局出席者

事務局 長	北住英介	事務局 長 補 佐	柏田高宏
主 事	赤木なな実		

農業畜産課

主 任 主 事 林田紘典

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

5番 平野直樹

6番 山本孝志

日程第2

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 取消願について

報告第4号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

5 番

6 番

議事録

開 会 午後 15 時 30 分

議長 ただ今から、令和 7 年日向市農業委員会 1 月定例総会を開会します。
 日程第 1 議事録署名委員については、5 番平野直樹委員、6 番山本孝志委員を指名します。よろしくお願ひします。
 次に、日程第 2 議案審議に入ります。
 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。ここで一旦休憩します。

事務局長 議案第 1 号番号 1、2 は、委員案件となっております。3 番甲斐英教委員は、御退室をお願いします。

議長 再開します。議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について番号 1、2 を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 1、2 は関連があるので合わせて説明いたします。土地の所在地は平岩、田が合計 4 筆で 1, 959㎡、どちらも交換による所有権移転です。申請地は譲渡人の父の代で農地を交換していましたが、所有権の移転がされないまま譲渡人の父が亡くなり、相続されていたため、改めて申請をされたものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
 以上 2 件皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 番号 1、2 担当の 25 番委員から補足があれば説明をお願いします。

25 番委員 25 番委員です。甲斐委員から調査依頼がありまして、調査に行きまして説明を受けたところでしたので大丈夫だと思います。以上です。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1、2 については許可することに決定します。ここで休憩します。

事務局長 3 番甲斐英教委員は、御入室をお願いします。

議長 再開します。議案第 1 号番号 3、4 を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 3、土地の所在地は東郷町山陰、田が 1 筆で 168㎡、畑が 7 筆で 819㎡です。譲受理由は農業参入、譲渡理由は相手方の要望による所有権移転です。譲受人は県外からの移住者で、所有権移転後は野菜を作付けされると伺っております。
 受付番号 4、土地の所在地は美々津町、畑が 1 筆で 690㎡です。贈与による所有権移転で、所有権移転後は野菜を作付けされると伺っております。全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当

- たしません。
以上2件皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 番号3担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 29番委員 29番委員です。問題ありません。
- 議長 次に、番号4担当の22番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 22番委員 22番委員です。現地は当初は雑草等が生い茂って、耕作できるような現状ではなかったんですが、再度現地を確認したところ、伐採・造成がしてあり現時点では耕作できるような状況になっておりますので、問題ないと思っております。以上です。
- 議長 事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号番号3、4については許可することに決定します。次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号1、土地の所在地は東郷町山陰、畑が2筆で1,626㎡です。転用目的は植林です。申請人にお話を伺ったところ、申請地は川沿いにあり、増水する度に水があがり耕作することが困難なことから、植林して管理していきたいとのことでした。周囲に転用により影響を与える農地はありません。資力の証明等も提出されていることから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。
受付番号2、土地の所在地は美々津町、畑が1筆で856㎡です。転用目的は植林で、議案書に追認とありますとおり既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、申請人の母が約50年前に農地法の申請が必要なことを知らず、植林してしまっていたとのことで、始末書も出されています。周囲は山林化しているため、周辺農地への影響はありません。また、既に転用されているため新たな資金も必要ないことから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。
以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 番号1担当の15番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 15番委員 15番委員です。今事務局から説明がありましたとおり、現地は県道51号に隣接した土地なんですが、耳川の増水の度に浸水する箇所、畑作としては大変厳しい環境であります。よって特に問題ないと思えます。
- 議長 次に、番号2担当の21番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 21番委員 21番委員です。問題ありません。

記 録

- 議長 事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号については承認することに決定します。次に、議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号40、土地の所在地は東郷町山陰、田が8筆で4,657㎡です。賃貸借権による権利設定で、期間は令和7年2月1日から5年間です。権利設定後は飼料作物を作付けされると伺っています。
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 番号40担当の21番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 21番委員 21番委員です。問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号については承認することに決定します。ここで休憩します。
- 事務局長 議案第4号は、農業畜産課の案件となっております。農業畜産課の担当職員の入室をお願いします。
- 議長 再開します。議案第4号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書についてを議題とします。担当職員から説明をお願いします。
- 農業畜産課 皆様、お疲れ様です。農業畜産課の林田です。よろしくお願ひいたします。
早速ですが、お手元の議案第4号別紙の理由書に基づき説明をさせていただきます。また、資料後ろには利用計画図を添付し、申請地を示しておりますので確認をお願いいたします。今回の案件は除外が4件となっております。それぞれ案件ごとに計画変更調書と土地利用計画図をお付けしておりますので、ご確認ください。
まず案件1です。事業計画者は〇〇です。本案件は同社工場の建設に伴い農用地田を除外するものです。土地の所在地は日向市美々津町、外79筆です。現況地目は田、面積は87,551㎡です。次に除外要件の検討についてです。2ページ目の2番除外要件の検討をご覧ください。まず第1号です。本計画は、現工場が築50年以上が経過し老朽化している状況で、延命工事では長期の工場停止となり事業継続が困難となるため、新工場を建設するものです。代替地検討しましたが、当該地しか条件を満たす土地がなく、除外する面積も必要最小限となっております。第2号です。当該計画は、地域計画の策定範囲外であるため、達成に支障を来すおそれはありません。第3号です。申請地は南北に農振農用地が位置していますが、それぞれ農用地への進入路は確保されて

いるため、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を来すおそれはありません。第4号です。こちらも、担い手に関する農用地利用集積に支障を来すおそれはないことを確認しております。第5号です。雨水については、調整池を設置して雨水量を抑制し石並川へ排水いたします。汚水、工場排水については、新工場排水処理施設で処理水を新設する給水配管を利用して海へ排水します。

それぞれ、土地改良施設の機能に支障を及さないように施工を行います。第6号、土地改良事業については該当ありません。

次に案件2です。事業者計画者は〇〇です。本案件は児童障がい施設の運動施設及び駐車場の整備に伴い農用地田を除外するものです。土地の所在地は日向市大字平岩です。現況地目は畑、面積は281㎡です。次に除外要件の検討についてです。2ページ目の2. 除外要件の検討をご覧ください。第1号です。事業計画者は、障がい児通所支援事業を営んでおり、事業拡大のために活用できる土地を探していました。代替地検討するも、当該地しか条件を満たす土地がなく、除外面積も必要最小限となっています。第2号です。当該計画は、地域計画の策定範囲外であるため、達成に支障を来すおそれはありません。第3号です。申請地周辺は集団農地の端に位置しているため、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を来すおそれがないと判断しております。第4号です。担い手に関する農用地の利用の集積に支障を来すおそれはありません。第5号です。雨水は自然浸透式で処理します。汚水の排水は発生しないため、土地改良施設の機能に支障を来すおそれはありません。第6号です。土地改良事業についてはございません。

次に案件3です。事業計画者は〇〇です。本案件は区画整理に伴う倉庫移設のために農振農用地田を除外するものです。

土地の所在地は日向市大字財光寺です。現況地目は田、面積は285㎡です。次に除外要件の検討についてです。2ページ目の2番除外要件をご覧ください。第1号です。本案件は、区画整理に伴い倉庫を移設するものです。

代替地検討も行いましたが、検討地一覧のとおり当該地しか条件を満たすところがなかったため、除外する面積も最小限となっています。第2号です。地域計画の策定範囲外であるため、達成に支障を来すおそれはありません。第3号です。当該地は南北を農用地と接しているが、農用地への進入路は確保されているため周辺農地に影響を来すおそれはありません。

第4号です。担い手に関する農用地の利用の集積に支障を来すおそれはありません。第5号です。土地改良施設の機能に支障がないことは確認しております。第6号です。土地改良事業については該当ありません。

最後に案件4です。事業計画者は〇〇です。本案件は駐車場整備に伴い、農用地区域を除外するものです。

土地の所在地は日向市美々津町、外1筆です。現況地目は山林、面積は777㎡です。次に除外要件の検討についてです。2ページ目の除外要件の検討をご覧ください。第1号、プロイラーの運搬業を営んでいるが、従業員及び運搬トラックの所有台数が増えたため、会社の近くに駐車場を増設したいということで申請がありました。代替地を検討するも、当該地しか条件を満たす土地がなく、除外面積も必要最小限となっています。第2号です。当該計画は、地域計画の策定範囲外であるため、達成に支障を来すおそれはありません。第3号です。申請地周辺は自然荒廃し山林となっております。集団農地の端に位置しているため、農用地の集団化、農作業の効率化等に影響を来すおそれがないと判断しております。第4号です。担い手に関する農用地の利用の集積に支障を来すおそれございません。第5号です。汚水等の排水はないため、土地改良施設の機能に支障を来すおそれはないこと確認しております。第6号です。土地改良事業については該当ありません。以上、簡単ではありますが、ご審議いただければと思います。よろしくお願いたします。

記 録

- 議長 この件に関しまして、農地部会で審議を行っておりますので、部会の報告を部会長代理からお願いします。
- 部会長代理 はい。部会長代理です。本日現地確認を行い、その後農地部会を開催いたしました。案件1から4につきまして、異議なしとの協議結果になりました。以上です。
- 議長 ありがとうございます。担当職員及び部会長代理から説明のありました本案件について、質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号については、特段の異議はないとのことで、意見書を提出することに決定します。ここで休憩します。
- 事務局長 農業畜産課の担当職員は、退室をお願いします。
- 議長 再開します。以上をもちまして、議案の審議を終了します。続きまして、報告第1号から第4号までについて、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 最初に、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書35ページから40ページまでです。届出件数は7件、土地は田6筆、畑6筆で面積は4,008㎡であります。転用目的につきましては、住宅建築等であります。
- 次に、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書41ページから43ページまでです。通知件数は4件、賃貸借権の合意解約であり、土地は田4筆、畑4筆で面積は1,405.06㎡であります。
- 次に、報告第3号取消願についてです。議案書44ページから45ページまでです。届出件数は1件であり、土地は田3筆で面積は527㎡であります。
- 以上、報告第1号から報告第3号までについて、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。
- 最後に、報告第4号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書46ページから48ページまでです。
- 令和6年10月及び11月の定例総会で可決した農地法第4条申請4件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。以上となります。
- 議長 事務局長からの報告案件について、質問、御意見はございませんか。特にないようですので、報告案件を終了します。
- 以上をもちまして、令和7年1月日向市農業委員会定例総会を閉会します。